

いのまき

ホームページ <http://www.i-houjinkai.jp>
E-mail : info@i-houjinkai.jp

2020.11.30
224号

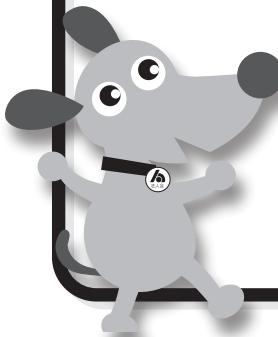
発行／公益社団法人
石巻法人会
広報委員会
〒986-0032
石巻市開成一番地35
(石巻ルネッサンス館1F)
TEL (0225) 93-6704
FAX (0225) 93-6705
印刷／株松弘堂



令和2年度 税のイベント

主な内容

令和2年度税のイベント写真	P 1
石巻税務署新署長挨拶	P 2
事業報告	P 3
法人会 令和3年度税制改正提言	
コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を！	P 4, 5
求められるパワーハラスマント防止対策	P 6, 7
同一労働・同一賃金 中小企業はどう対応する？	P 8, 9
石巻の歴史から⑯ 「近江商人(日野屋石巻店)の眼に映った天保の飢饉」	P 10, 11
石巻税務署より「国税に関する一般的なご相談は電話相談センターへ」ほか	P 12~18
新入会員の紹介及び行事予定・各セミナー予定	P 19
石巻法人会受託会社のご紹介	P 20



石巻税務署 新署長着任

写真提供：河北新報社



着任のあいさつ

石巻税務署長 加藤光司

公益社団法人石巻法人会の会員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

皆様には、平素から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の人事異動により新庄税務署長から石巻税務署長を拝命しました加藤光司でございます。

石巻税務署は初めての勤務となりますが、前任の三ヶ田同様、よろしくお願ひ申し上げます。

貴会は、昭和21年11月、日本で初めて設立された法人会であり、以来、正しい税知識の普及と納税意識の高揚に大いに寄与され、会員のニーズに沿った税務研修会の開催や租税教室への講師派遣、更には「税を考える週間」のイベント開催や小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の開催など税の啓発活動も積極的に行っていただ

きました。これらは、松本会長をはじめ役員の皆様や会員の皆様のご尽力の賜物であり、心から敬意と感謝の意を表しますとともに、今後の更なる発展を期待するところであります。

さて、国税庁のホームページにも掲載されておりますが、国税庁の使命、すなわち税務署の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことです。そのため、税務署では納税者サービスの充実に努めるとともに、適正・公平な課税・徴収に努めています。

昨今の経済社会は、DX（デジタルトランスフォーメーション）に代表されるようにICT化の進展や世界規模でのサプライチェーンの構築などによる国際化の進展など急激な変化を遂げております。国税庁では、このような急激な経済社会の変化に的確に対応できる

ことが求められています。そのため、税務手続きのデジタル化としてe-Taxの更なる使い勝手の向上と年末調整手続きの電子化を、②税務相談の効率化・高度化としてICTを活用した電話相談・自己解決ブースの窓口の設置やチャットボット（AIを使った相談）の導入などを、③税務窓口のスマート化として納付手続きの多様化・キャッシュレス化の推進や納税証明書の発行の電子化・簡便化に取り組むこ

ととしています。

今年発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界経済に大きな影響を与えていました。同感染症予防策として、三密の回避やソーシャルディスタンスの確保などが有効とされています。税務署では、将来像は、概ね10年後のイメージを示したもので、ICTの活用による「納税者利便の向上」と「課税徴収の効率化・高度化」を柱として、「スマート税務行政」に進化していくことを示しており、令和2年6月には、将来像の公表から2年が経過したことを踏まえ最近の取組状況等を「スマート行政の実現に向けて」として公表しています。この公表資料では、納税者が利便の向上策として、①税務手続きのデジタル化としてe-Taxの更なる使い勝手の向上と年末調整手続きの電子化を、②税務相談の効率化・高度化としてICTを活用した電話相談・自己解決ブースの窓口の設置やチャットボット（AIを使った相談）の導入などを、③税務窓口のスマート化として納付手続きの多様化・キャッシュレス化の推進や納税証明書の発行の電子化・簡便化に取り組むこととしています。

来署せずに申告手続きが完了できるe-Taxの利用促進についてご理解とご協力をお願いします。

また、納税に関しましては、ダイレクト納付、電子納税、振替納税やクレジットカード納付などのキャッシュレス納付の利用についてご検討をお願いします。

なお、今年10月からは年末調整の電子化が始まっています。従業員の皆様が各種控除申告書を勤務先に電子で提出する際には、マ

よう、平成29年6月に「税務行政の将来像」（以下「将来像」といいます。）を取りまとめ、公表しております。

将来像は、概ね10年後のイメージを示したもので、ICTの活用による「納税者利便の向上」と「課税徴収の効率化・高度化」を柱として、「スマート税務行政」に進化していくことを示しており、令和2年6月には、将来像の公表から2年が経過したことを踏まえ最近の取組状況等を「スマート行政の実現に向けて」として公表しています。この公表資料では、納税者が利便の向上策として、①税務手続きのデジタル化としてe-Taxの更なる使い勝手の向上と年末調整手続きの電子化を、②税務相談の効率化・高度化としてICTを活用した電話相談・自己解決ブースの窓口の設置やチャットボット（AIを使った相談）の導入などを、③税務窓口のスマート化として納付手続きの多様化・キャッシュレス化の推進や納税証明書の発行の電子化・簡便化に取り組むこととしています。

最後になりますが、公益社団法人石巻法人会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁榮を心から祈念いたします。

次回の確定申告期の相談に向けて同感染症対策を検討しているところですが、e-Taxは同感染症対策として、e-Tax送信できても有効なツールであると考えております。今年の4月からは法人税申告書の添付書類である財務諸表のデータ形式が柔軟化されるなど、申告に必要な大半の書類をe-Tax送信できる環境が整えられております。

ナウイルス感染症の拡大は、世界経済に大きな影響を与えてマイナポータル連携を利用すると大変便利ですの

で、会員の皆様及び会員企業の従業員の皆様にはマイナンバーカードの取得について積極的にご検討をお願いします。

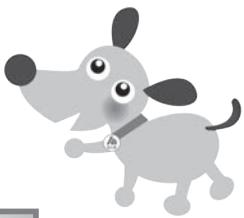
最後になりますが、公益社団法人石巻法人会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁榮を心から祈念いたしました。

て、着任のあいさつとさせていただきます。

石巻税務署幹部職員人事異動

官職名	氏名	前官職
署長	加藤 光司	新庄署 署長
総務課長	和嶋 健一	気仙沼署 総務課長
管理運営第一部門統括国税徴収官	山口 豊	(留任)
管理運営第二部門統括国税徴収官	工藤 正彦	(留任)
徴収部門統括国税徴収官	長谷川志穂	徴収部催告センター 納催官
個人課税第一部門統括国税調査官	昆 正秋	(留任)
個人課税第二部門統括国税調査官	山中 竜二	盛岡署 総合特官付連調官
法人課税第一部門統括国税調査官	神原佳代子	調査審査部調査管理課 国税官
法人課税第二部門統括国税調査官	太田 孝一	(留任)

事業報告



本部会
青年部会
女性部会

総務管理講座(全10回)

日付 令和2年10月2日(金)~30日(金)
会場 石巻市かわまち交流センター
講師 社会保険労務士石巻支部所属
参加者数 20名

移動検診車による定期健康診断

日付 令和2年9月5日(土)
会場 石巻ルネッサンス館
担当医療機関 せんだい総合健診クリニック
受診者数 5社39名

令和2年7月~11月

女



第1回役員会

日付 令和2年7月2日(火)
会場 ISINOMAKI まるしん
参加者数 12名

本



かほく支部税務研修会

日付 令和2年9月9日(水)
会場 石巻かほく商工会本所
講師 石巻税務署法人課税第一部門
総括上席調査官 浅野 昭二 氏
参加者数 11名

本



新石巻税務署長への表敬訪問

日付 令和2年7月22日(水)
会場 石巻税務署
参加者数 役員5名

女



税務研修会「学ぼう! 税のあれこれ」

日付 令和2年8月27日(木)
会場 石巻グランドホテル
講師 石巻税務署 総務課長 和嶋 健一 氏
参加者数 11名

本



東松島支部税務研修会

日付 令和2年9月11日(金)
会場 東松島市商工会本所
講師 石巻税務署法人課税第一部門
総括上席調査官 浅野 昭二 氏
参加者数 9名

本



初心者のための「簿記実務講座」(全6回)

日付 令和2年8月24日(月)~9月9日(火)
会場 石巻市かわまち交流センター
講師 東北税理士会石巻支部所属税理士
税理士法人小池事務所 代表社員 平間 大介 氏
参加者数 20名

青



第2回役員会

日付 令和2年10月9日(金)
会場 石巻ルネッサンス館・リモート会議
参加者 6名

本



河南桃生支部税務研修会

日時 令和2年9月25日(木)
会場 河南桃生商工会
講師 石巻税務署法人課税第一部門
総括上席調査官 浅野 昭二 氏
参加者数 6名

本



新設法人説明会

日付 令和2年8月26日(水)
会場 石巻ルネッサンス館
講師 石巻税務署法人課税第一部門
総括上席調査官 浅野 昭二 氏
参加者 4名



税の週間イベント

日付 令和2年11月14日(土)
会場 イオンモール石巻 1F 緑の広場

本



石巻支部税務研修会

日付 令和2年9月28日(月)
会場 石巻グランドホテル
講師 石巻税務署法人課税第一部門
総括上席調査官 浅野 昭二 氏
参加者数 9名

本



女川支部税務研修会

日付 令和2年8月28日(金)
会場 女川町まちなか交流館
講師 石巻税務署法人課税第一部門
総括上席調査官 浅野 昭二 氏
参加者数 8名

法人会 令和3年度税制改正 提言

コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を！

法人会はこのほど、令和3年度の税制改正に向けた提言をまとめ、政府や関係省庁に実現を求めた提言活動を開始しました。

新型コロナ感染拡大の収束が見えず、長期化が見込まれる中で、法人会は足元では感染対策と経済活性化の両立を図ることが求められるとした上で、経営基盤が脆弱な中小企業

に効果的な支援措置を講ずるよう求めました。

さらに、今次のコロナ対策で赤字国債が追加発行され、一段と財政悪化は急速かつ深刻化していることを指摘し、本格的な税財政改革に取り組むよう、強く求めました。

紙幅の関係上、抜粋要約掲載いたします

I 税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えて

いる。そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。

せめて国債で賄つたコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせずに現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

- (1) 新型コロナの影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要である。

力の弱い中小企業はすでに限界にきている。

中小企業は我が国企業の大部分を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るために支援策を引き続き講じていく必要がある。

その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピード一貫性の給付等、実効性を確保することが重要である。

- (2) 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもつて行うなど、日本経済の迅速

な回復に向けた施策を講じる必要がある。

なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

とりわけ、今年度補正予算

で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与える、成長を阻害することが考えられる。

すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

- (2) 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を確保する「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スピードの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。

給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給

- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。
- その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
- また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

新型コロナウイルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しな

- (1) 国・地方公務員の人員削減制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減による大胆な削減、歳費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

II 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

公平性・簡素化の観点から、租税特別措置については、相続税特別措置についても、同様に改める。

(3) 役員給与の損金算入の拡充

要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する政策目的を達したもののは廃止を含めて整理合理化を行う必

要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する

と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき。

② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に对しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

2. 事業承継税制関係

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。

中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなるれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、歐州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とにかく、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予

相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

(1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。

(2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

労働施策総合推進法改正

2019年6月労働施策総合推進法が改正され、法第4条1項に「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な施策を充実させること」を追加し、パワー・ハラスメント（以下「パワーハラ」）という（）防止対策は、国の労働施策と明記されました。

本年6月1日施行された改正のポイントは大きく2つで、1つは職場におけるパワーハラ防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となつたことと、違反した場合の罰則の適用。

もう1つは、パワーハラに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになつたことです。

本稿では、法改正の概要と、合わせて告示された『事業主が雇用管理上講ずべき措置等についての指針（ガイドライン）』について、企業にどのような対応が求められるのかを解説していきます。

なお、中小企業においては、2022年4月1日から雇用管理上の措置が義務化されるまでは努力義務となりますが、2年の猶予は思いのほか短いものです。対応できるよう、今から意識しておきたいものです。

パワハラの3要素	具体的な内容	事例・判断基準
①優越的な関係を背景とした言動とは	当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が当該言動の行為者とされる者（以下「行為者」という）に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの。	<ul style="list-style-type: none"> 職務上の地位が上位の者による言動 同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの 同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの
②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものとは	社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要ない、又はその様態が相当でないもの。	<ul style="list-style-type: none"> 業務上明らかに必要性のない言動 業務の目的を大きく逸脱した言動 業務を遂行するための手段として不適当な言動 当該行為の回数、行為者の数等、その様態や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える言動
③労働者の就業環境が害されるものとは	当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなつたため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること。	この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般的な労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動があるかどうかを基準とすることが適当とされる。

紙幅の関係上、詳細は厚生労働省のホームページ等に譲りますが、具体的な内容は限定列举ではないことに留意し、適切な対応を行うことが必要となります。

②事業主が講すべき措置

事業主は、当該事業主が雇用する労働者又は当該事業主が行う職場におけるパワーハラを防止するため、雇用管理上の措置を講じなければなりません。

パワーハラを禁止し、厳正な処分の対象とすることを規定・周知させることを筆頭に、相談体制の整備、実関係への迅速な対応、当事者双方のプライバシー保護などが、求められています。

パワーハラ防止の効果を高めるためには、その発生の原因や背景について労働者の理解を深めることが重要だとされています。

どの職場環境の問題もあると考えられています。

そのため、これらを幅広く解消していくことがパワーハラ防止の効果を高める上で重要であることに留意することが必要です。

③望ましい取り組み

ガイドラインでは、あらゆるハラスメントを防止するため、望ましい取組の内容が示されています。

昨今、問題となっている就活生に対するハラスメントや、顧客からの著しい迷惑行為（カスハラ）等も看過できない状況となつていて、企業は事業主としての責務の趣旨も踏まえて積極的な対応が求められています。

法改正の主な内容

①課せられた義務等

主な法改正のポイントとして先ず挙げられる「雇用管理制度上の措置」については、先述の通りです。

パワハラ言動が認められ

終わりに

これら規定は、上記の事

件数は2018年度に18件に達し、増加の一途を辿っています。

厚生労働省は、精神的ストレスに対する労災認定基準（案）を明らかにし、「心理的負荷評価表」の具体的なつておりますが、事業主への相談等を理由とした不利益取扱いの禁止には適用猶予の設定はありませんので、注意が必要です。

次に、国・事業主そして労働者に課せられた努力義務としての責務です。

努力義務とはいっても、事業主自ら、また労働者に対してもパワハラ言動を行わないよう注意を促している点が注目されます。

②解決援助と措置義務等の履行確保

パワハラに関する個別労働関係紛争について、均等法に準じ、紛争の解決の促進に関する特例、紛争の解決の援助、調停に関する規定が新たに設けられました。

業主に課せられた措置義務

精神障害に係る労災請求と不利益取扱禁止に関する規定も対象外となり、当該規定も対象外となつてお

ります。

③終わりに

出来事に「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」を追加設定し、独立項目として判断されます。

また、医学的知見による三段階で最高の強度「Ⅲ」とし、身体的暴行や人格否定などの執拗な精神的攻撃を受けた場合などは、心理的負荷を「強」と位置づけ、労災認定するとの基準へ今後は見直される方向です。

『パワハラ』の言葉が広く使われるようになり、あらゆるハラスメントと同様に許される言動ではないとの認識がなされてきています。

同時に、業務上必要な範囲での注意・叱責、または

精神障害に係る労災請求と過剰に反応し、組織の正常な運営の妨げになつていては本末転倒です。

言葉が新しくなつても、実態としては「いじめ・いやがらせ」であり、暴力は傷害です。

業務上必要な範囲での注意・叱責、指導との違いは明らかでしょう。今回のガイドラインに示されたよ

うに、明らかにパワハラに該当するとされる事例は、当然許されるべきではあります。

また、個々人の捉え方には千差万別であるため、場合によっては「誤解」が生じることもあるでしょう。

残念な誤解が生じることのないよう、日常のコミュニケーションや信頼関係の構築は必須です。

また、ある程度の時間を割いた研修や講習は必要であると考えます。

他人事ではなく、誰でも当事者の一方になり得るのです。

ですから、肝に銘じたいも

令和3年（2021年）4月1日から、中小企業においても同一労働同一賃金法が適用されます。同一労働同一賃金法は、旧パート法となる法律は、有期雇用労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」となっています。

同一労働同一賃金は、このまま文字通り解釈すると、「同じ仕事をしている労働者に対して同じ賃金を支払う」ということですが、わが国の場合、同じ正社員であっても一般職と総合職というように、雇用形態別に賃金水準を変えているケースがあります。

さらに、給与は「職能給」と呼ばれる、仕事も含めた

いよいよ法律が施行される

「ヒト」の属性に対して支払われるという特徴があります。

今回の法改正は、非正規社員の労働条件を引き上げよう、という趣旨が強いのです。

結局のところ、欧米でみられる純粋な意味での職務給を法律で義務付けたのではなく、正社員と非正規社員との差を強制的になくそう、というのが法律の目標ですところとなっています。

バブル崩壊後の1993年頃から、パート・派遣といった名称で、それまでの正社員とは異なる、①働く時間が短い、②雇用期間に定めがある、という特徴を持つ非正規社員が急増しました。

今回の法改正の趣旨は、非正規の待遇を上げることですから、企業の対応としては正社員と同様の賃金（賞与・退職金を含む）を、パート社員などに支払えば問題ありません。

とはいって、それができず困る企業も多いと思います。元々、人件費原資が十分にとれず、非正規社員を活用しているからです。ただ、法律をよくよく読んでいくと、まったく賃金と同じにせよ、という訳でもないのです。

正社員と非正規社員に差

同一労働同一賃金

中小企業はどう対応する？

特定社会保険労務士
小島 信一

では本来家計を支えるべき人までもが、非正規で甘んじなければならず、稼げないから結婚しない、結婚しないから少子化になる、という悪ループが問題になっています。

例えば、改正法の第8条には次のような記述があります。

その差は合理的な範囲内とすべきだといいます。また、その差について非正規が納得できる状態にしておいてください、というのが趣旨となります。

例えば、改正法の第8条には次のような記述があります。

ここで注目すべきは、最後の記載にある「不合理と認められる相違を設けてはならない」という部分です。つまり、反対に解釈する

と、「合理性のある相違は設けてよい」となります。

ここから、企業のすべきことが見えてきますが、①

当社の基本給、賞与、その他の待遇はどういう基準になっているのか、なぜこの

水準になっているのか、どうすれば昇給するのか、その目的は何か、など自社の賃金（その他待遇全部）について考察し、②非正規についても同様の基準に合わせる、という改革をします。なお、その際の考慮要素も法律に記載されています。

(1) 職務内容（業務の内容と責任の程度）

(2) 職務内容＋配置変更

(3) その他の事情（定年後再雇用など）

この3つです。

したがって、非正規を行ったが、この3つの考慮要素に沿って分類することで、全体像が見えてきます。

例えば、コンビニの販売員を想定します。仕事内容

は、商品棚に商品を並べてレジ打ちをする、というのが非正規の業務内容とします。これに対して、正規社員は仕入れた商品の支払をする、売上金の管理をする、という業務が加われば、業務内容が異なり、責任の程度も異なることになるので、賃金に差がついてよい、となります。

このように、仕事内容を分解していくと、だんだん見えてきます。

中小企業の場合、配置の変更（転勤）はあまりないのでは、業務内容と責任の程度を中心に整理していきます。

なお、業務内容を見る場合、「中核的業務」に着目します。中核的業務とは、その者に与えられた主な仕事で時間的、会社全体からも重要な仕事をいいます。

先のコンビニ販売員でいえば、接客、商品陳列、レジ打ちなどが該当します。ただ、会社によってはレジ打ちしかない、というケースもありますので、会社ごとに現状をみていきます。

企業を見ていると、ここ の整理がうまくできないよ うです。なかなか、賃金に込められた経営者の思想を言葉にするのは難しいものがあります。

同一労働同一賃金への対応するための具体的な、オソドックスな方法としては、厚生労働省から「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」という冊子が出ているので、その手順に沿って行います。

ここでの手順3に「待遇に違いがある場合、違いを設けている理由を確認します」とあります。

例えば、パートに賞与がない場合、理由を考えいくと「パートだから」位しか思いつかないケースが見られます。

これは説明にならないので、例えば、「賞与は、短期の業績反映に報いるため支給している。社員は販売ノルマがあるが、パートにはないため、支給しない」などと整理していきます。

手順番号	手 順	解 説
手順1	労働者の雇用形態を確認しましょう	法の対象となる労働者の有無をチェックします。社内で、短時間労働者や有期雇用労働者は雇用していますか？
手順2	待遇の状況を確認しましょう	短時間労働者・有期雇用労働者の区分ごとに、賃金（賞与・手当を含む）や福利厚生などの待遇について、正社員と取扱いの違いがあるかどうかを確認しましょう。書き出して、整理してみると、分かりやすいでしょう。
手順3	待遇に違いがある場合、違いを設けている理由を確認しましょう	短時間労働者・有期雇用労働者と正社員では、働き方や役割などが異なるのであれば、それに応じて賃金（賞与・手当を含む）や福利厚生などの待遇が異なることがあります。そこで、待遇の違いは、働き方や役割などの違いに見合った、「不合理ではない」と言えるものと確認します。なぜ、待遇の違いを設けているのか、それぞれの待遇ごとに改めて考え方を整理してみましょう。
手順4	手順2と3で、待遇に違いがあった場合、その違いが「不合理でない」ことを説明できるように整理しておきましょう	事業主は、労働者の待遇の内容・待遇の決定に際して考慮した事項、正社員との待遇差の内容やその理由について、労働者から説明を求められた場合には説明することが義務付けられています。
手順5	「法違反」が疑われる状況からの早期脱却を目指しましょう	短時間労働者・有期雇用労働者と、正社員との待遇の違いが、「不合理ではない」とは言い難い場合は、改善に向けて検討を始めましょう。また、「不合理ではない」と言える場合であっても、より望ましい雇用管理に向けて改善の必要はないか検討することも良いでしょう。
手順6	改善計画を立てて取組みましょう	改善の必要がある場合は、労働者の意見を聴取しつつ、パートタイム・有期雇用労働法の施行までに、計画的に取組みましょう。

その場合には、過去のデータ、社長や社員へのヒアリングなどをして明らかにしていきます。

点のため、会社が敗訴するケースが圧倒的に多くなっています。

どのように対応すべきか

罰則はあるのか

同一労働同一賃金に対応しなかつたら、どうなるのか。改正されたパート有期法に罰則規定そのものはありません。ただし、行政介入があります。

告、調停が行われます。また、民事裁判で「格差あり」と判断された場合の差額の支払をするという「損害賠償請求への支払」があるため、どちらかといふと、こちらの方が罰則よりもダメージが大きいといえます。

なお、先行する裁判例では、特に手当についての争いが多く、わかりやすい論理組みたいものです。

最終的には、正規と非正規の労働条件の違いについて、説明できるようにしておくことです。

そして、「なぜ我々に通勤手当がないのか」など、非正規社員が悶々としている状態をなくすことです。まずは、手順書にあるように、現状を把握し、違ひについて理由を考え、どうしてもその違いについて説明できぬ場合は、条件を合わせる、という改革が必要となります。放置しておくと、非正規社員から突つ込まれたときに対応できなくなるでしょう。

事業主が説明できない場合、不合理な格差と判断される可能性が高いです。その場合には、差額の支払いがあります。

法律施行が近づいてきました。十分な準備をして取り組みたいものです。

ができます。

中井家(日野屋)仙台・石巻店の関連年表

和暦(西暦)月日	出来事
明和6年(1769)	・近江日野の豪商中井源左衛門(初代)の代に、仙台大町一丁目に、「日野屋仙台店」を開設する。店名は「日野屋新三郎」、「中井新三郎」であった。
天明3年(1783)10・ 〃3年(1783) 〃4年(1784)6・	・仙台藩は、「日野屋」を含む仙台の豪商4人に、他領米を買入れ領内に廻送することを命ずる。 ・「日野屋」は、相州浦賀で購入した1,000石の米を、船送の途上、難破沈没し、11,000両の損失をだす。 ・中井家は、仙台藩に1,000両を融資する。
寛政12年(1800)1・22 〃12年(1800)8・	・2代目源左衛門光昌は、仙台藩から苗字帶刀を許される。 ・石巻本町に質店経営を目的に、中井家の支店が開設される。店名は「日野屋源左衛門」であった。(以下この稿では「日野屋石巻店」と称する)
文化3年(1806) 〃10年(1813)	・仙台店を介して「本家望性金」と称する日野本家から資本金6,000両が「日野屋石巻店」に投資される。 ・湊村に、日野屋石巻店の枝店が開設される。
文政7年(1824)12・	・「日野屋石巻店」は、五か町(石巻・門脇・住吉・蛇田・湊)の住民で貧窮のため赤ん坊を養育できない人々の為「村備金」として、150両を寄付したいと申し出る。
文政9年(1826)前後の頃	・湊店の取次店を渡波に出したところ、湊店の質口数が、1万件位になる。
天保7年(1836)7・10 〃7年(1836)7・? 〃7年(1836)12・	・日野屋石巻店に群衆が押しかけるが、仲人が現れその場を納める。しかし翌日以降、その謝礼等で142両の支出が生ずる。 ・日野屋湊店にも群衆が押しかけるが、詳細は不明。 ・仙台藩は日野屋石巻店に種類買金として900両の上納を強制する。支配手代が、現金不足を理由に断ると、入牢させられ、5日間にわたって攻め立てられる。500両上納を承諾することで釈放される。
〃8年(1837)4・11 〃8年(1837)8・28 〃8年(1837) 〃9年(1838) 〃9年(1838) 〃10年(1839) 〃12年(1841)3・ 〃13年(1842)	・羽黒山鳥屋神社の祭礼の日、7~80人の暴徒(神輿の担ぎ手)が、日野屋石巻店に押しかけ、打ち壊しをする。 ・仙台藩は、窮民賑給の功労者39人を召見して賞するが、その中に仙台「日野屋」も含まれている。 ・「日野屋湊店」が閉店する。 ・絹布着用が許される。 ・植付手当として100両の上納を命じられる。 ・店舗以外の屋敷を売却する方針が決まる。 ・「日野屋石巻店」が閉店する。 ・本町の「日野屋石巻店」の家屋敷は50両で売却される。
嘉永2年(1849)	・中井家(日野屋)の手代であった万兵衛の出願があり、石巻質店が再会される。その屋号は「中井源左衛門留守居岸本屋万兵衛」というものであった。

と抗弁すると、即座に火の氣もないあはら家の座敷牢に入れられてしましました。そして、命令を聞くようになると奉行所の役人が交代で説得にやつて来ます。弥兵衛は、百五十両位ならば兵衛は、百五十両位ならばと申し出ても、役人はもう三十両、もう五十両と少し

役人は代わる代わるやつてきますので寒さもしのげます。無い牢に留め置かれたままです。彼は本店への報告の手紙の中に「もはや命にも

関る程の非道だ」と記して「監禁・脅迫」してまでも、有力商人に出資させねばならぬ程に切迫した状態だつたことが分かります。年が明けて、天保八年

「北上川口の定燈のある松原は、先達てまでは雪に覆われていて気が付かな解けしたならば、遺体が十四、五人、馬の骨が二、三

尺ほどの高さであった。これはその近くの人が、何処からか馬を盗み出し、殺して食べたからです。だからこんなところに馬の骨があるのだと人々は話しています。

後世の私達は、「日野屋石巻店」が、開店以来、近江の本店に送つていた書簡の内容から、石巻における「天保の飢饉」の状況を知ることが出来たのです。

そして遂に天保十二年(一八四一)三月には、こうして閉店への道をたどり始めます。卷店は閉店に追い込まれてしまいました。

地域の為に様々な貢献をしてきた「日野屋石巻店」は、こうして閉店への道をられたのです。

国税に関する一般的なご相談は 電話相談センターへ

電話相談センターでは、税務に精通した仙台国税局の職員がお答えします。

Step1

お近くの税務署へ電話をかけます。 受付時間8:30～17:00
(土、日、祝日及び年末年始を除く。)
※ 電話番号は裏面をご覧ください。

Step2

最初の音声案内で①番を選びます。 (最初の音声案内では
次の①番～④番に関する案内が流れます。)
※ 「番号が確認できません」という案内があった場合は、電話機の「*」を押してから番号を選んでください。
※ 所得税等の確定申告期は、「0」番に確定申告に関するご相談等が追加されます。

①番

国税に関する一般的なご相談は
電話相談センターでお受けします。

※通話料は、おかげになった
税務署までの料金です。

②番

税務署からのお尋ね、税金の納付の相談、申告相談の事前予約などについて、
おかげになった**税務署**でお受けします。 (最初の音声案内で②番を選びます。)

③番

消費税の軽減税率制度及び適格請求書等保存方式についてお受けします。
(最初の音声案内で③番を選びます。)

なお、③番に関するお問合せは、専用ダイヤルのご利用が便利です。

専用ダイヤル **0120-205-553(無料)** 受付時間9:00～17:00(土、日、祝日を除く。)

④番

税金の納付が困難な方の相談について、当面の間、**国税局猶予相談センター**
でお受けします。 (最初の音声案内で④番を選びます。)

※ 特例猶予制度の説明、猶予申請書の書き方の案内を行っています。

なお、④番に関するお問合せは、専用ダイヤルのご利用が便利です。

専用ダイヤル **0120-945-430(無料)** 受付時間8:30～17:00(土、日、祝日を除く。)

Step3

その次の音声案内の①～⑥の中から、相談内容の番号を選びます。

① 所得税

② 源泉所得税・年末調整・支払調書

③ 賦課所得・相続税・贈与税・財産の評価

④ 法人税

⑤ 消費税や印紙税

⑥ その他のご相談



国税に関する情報は『国税庁ホームページ』にアクセス！



国税庁ホームページでは、国税に関する情報を検索したり、申告書・届出書等の様式を入手することができます。

また、よくある国税のご質問に対する一般的な回答は、**タックスアンサー**に掲載していますので、是非ご利用ください。

PC・スマートフォン 等から

国税庁

検索



<https://www.nta.go.jp>

仙台国税局・税務署

税務署電話番号一覧

青 森 県	税務署名	電話番号	税務署名	電話番号
	青森	017-776-4241	五所川原	0173-34-3136
	弘前	0172-32-0331	十和田	0176-23-3151
	八戸	0178-43-0141	むつ	0175-22-3294
	黒石	0172-52-4111		

岩 手 県	税務署名	電話番号	税務署名	電話番号
	盛岡	019-622-6141	久慈	0194-53-4161
	宮古	0193-62-1921	一関	0191-23-4205
	大船渡	0192-26-3481	釜石	0193-25-2081
	水沢	0197-24-5111	二戸	0195-23-2701
	花巻	0198-23-3341		

宮 城 県	税務署名	電話番号	税務署名	電話番号
	仙台北	022-222-8121	古川	0229-22-1711
	仙台中	022-783-7831	気仙沼	0226-22-6780
	仙台南	022-306-8001	大河原	0224-52-2202
	石巻	0225-22-4151	築館	0228-22-2261
	塩釜	022-362-2151	佐沼	0220-22-2501

秋 田 県	税務署名	電話番号	税務署名	電話番号
	秋田南	018-832-4121	大館	0186-42-0671
	秋田北	018-845-1161	本荘	0184-22-2335
	能代	0185-52-6111	湯沢	0183-73-5100
	横手	0182-32-6090	大曲	0187-62-2191

山 形 県	税務署名	電話番号	税務署名	電話番号
	山形	023-622-1611	新庄	0233-22-5111
	米沢	0238-22-6320	寒河江	0237-86-2244
	鶴岡	0235-22-1401	村山	0237-53-2151
	酒田	0234-33-1450	長井	0238-84-1810

福 島 県	税務署名	電話番号	税務署名	電話番号
	福島	024-534-3121	須賀川	0248-75-2194
	会津若松	0242-27-4311	喜多方	0241-24-5050
	郡山	024-932-2041	相馬	0244-36-3111
	いわき	0246-23-2141	二本松	0243-22-1192
	白河	0248-22-7111	田島	0241-62-1230

＜税務署での面接によるご相談は、事前予約をお願いします。＞

税務署では、納税者の皆様をお待たせしないよう、面接相談の事前予約をお願いしております。

電話での回答が困難な相談内容(具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など)については、所轄の税務署で面接相談をお受けしております。

面接相談を希望される方は、所轄の税務署に電話をおかけいただき、最初の音声案内で②番を選んで相談日時の予約をお願いします。

予約の際、名前・住所・相談内容をお伺いし、相談日にお持ちいただく書類等をお伝えします。

財務省・国税庁

【特例制度版】

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。

（注）1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年8.9%→軽減後 年1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、

令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）
が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納税することが困難であること。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、
譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

（注）やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。



納税の猶予の特例 新型コロナ税特法第3条

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」(フリーダイヤル等)をご利用ください。

【受付時間】8:30~17:00 (土日祝除く。)

電話番号はこちら

【電話番号】国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm



猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又はe-Taxをご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

税務署において所定の審査を迅速に行います

猶予が認められると…

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索

※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html



チャットボットによる 税務相談が始まります。

年末調整のご相談は 令和2年10月28日から
所得税の確定申告のご相談は 令和3年1月中旬から



税務職員ふたば

税に関する疑問は、
AIチャットボットの
ふたばに
ご相談ください。

24時間いつでもご利用いただけます。

※メンテナンス時間を除きます。

AIチャットボットとは

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力すると、AI（人工知能）を活用して自動で回答するウェブサービスです。

チャットボットは、国税庁ホームページでご利用いただけます。

国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002

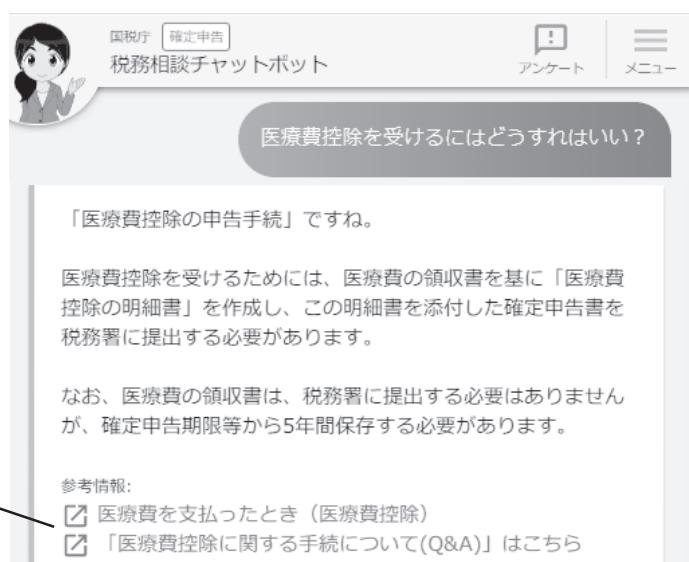
スマホでのご利用
はこちらから！



質問のしかたは 2 通り

1 メニューから選択する

2 文字で入力する



質問をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報のリンクをクリック

- ・チャットボットは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)でご利用いただけます。
- ・画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- ・令和2年10月28日から同年12月28日まで年末調整に関するご相談に、令和3年1月中旬から所得税の確定申告に関するご相談に対応する予定です。
- ・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

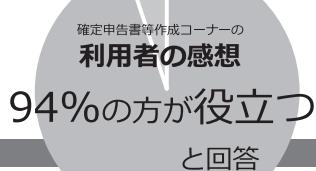
申告書の作成・送信は自宅で 国税庁ホームページから！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



スマートフォンはこちらから→



STEP 2 申告書を作成

国税庁 確定申告書等作成コーナー

給与所得の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおりに、入力してください。
記載のない控除は、後の控除の入力画面から入力してください。

源泉徴収票の入力

A. 支払金額（円）

B. 源泉徴収税額（円）
※ 2段で記載されている場合、下の段の金額

給与所得の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおりに、入力してください。
源泉徴収票に記載のない控除は、後の各控除の入力画面から入力してください。

①支払金額

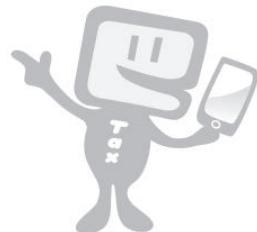
②源泉徴収税額
2段で記載されている場合、下の段の金額

③「(源泉) 控除対象配偶者の有無等」、「配偶者(特別) 控除の額」のいずれかの記載
0の場合は「なし」を選択してください。

あり なし

パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



スマホ専用画面

パソコン画面

※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和元年分のものです。

STEP 3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード読み取対応のスマートフォン



又は



ICカードリーダライタとして代用できる端末は一部のAndroid端末のみ

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

IDとパスワードで送信

重 要 書 類

本 人 用

ID・パスワード方式の届出完了通知

ID・PW	↓
見本	ID・パスワード方式に対応した ID・パスワード↓
利 用 者 国 別 姓 名 (半角英字・10桁)	1111 1111 1111 1111
相 詮 号	a12345678

ID・PW
が目印

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

行事予定

12月3日(木)	女性部会：租税教室①	未定	石巻市立鮎川小学校
12月4日(金)	県連：第2回事務局職員研修会	14:00	WEB研修会
12月5日(土)	インフルエンザ予防接種	9:00	石巻ルネッサンス館
	青年部会：租税教室①	9:35	石巻市立稻井小学校
12月11日(金)	青年部会：租税教室②	10:40	
	女性部会：租税教室②	10:40	石巻市立須江小学校
	県青連：第3回事務局長会議	未定	未定
12月15日(火)	県連：第3回事務局長会議	13:00	宮城県連事務局会議室
	青年部会：租税教室③	9:35	石巻市立二俣小学校
12月17日(木)	県連：第3回総務委員会	15:30	宮城県連事務局会議室
	県青連：第3回租税教育推進委員会	未定	未定
12月22日(火)	女性部会：フラワーアレンジメントセミナー	14:00	石巻グランドホテル
1月5日(火)	石巻税務署へ新年の表敬訪問	10:00	石巻税務署
1月8日(金)	青年部会：租税教室④	13:25	石巻市立中津山第一小学校
1月19日(火)	県青連：第3回正副会長会議	未定	未定
1月20日(水)	女性部会：租税教室③	9:35	石巻市立桃生小学校
	青年部会：租税教室⑤	9:40	石巻市立向陽小学校
1月26日(火)	税団協：第2回役員と石巻税務署との座談会	14:00	石巻グランドホテル
1月27日(水)	女性部会：租税教室④	10:25	石巻市立広渕小学校
2月2日(火)	新設法人説明会②	14:00	石巻ルネッサンス館
2月3日(水)	青年部会：租税教室⑥	10:30	石巻市立鹿又小学校
	法人税務セミナー①	14:00	石巻ルネッサンス館
2月4日(木)	法人税務セミナー②	14:00	石巻ルネッサンス館
2月5日(金)	東北六県連：青年部会代表者懇談会	未定	未定
2月9日(火)	県女連：第4回事務局長会議	12:00	仙台青葉カルチャーセンター
2月15日(月)	県連：第3回厚生委員会	16:00	宮城県連事務局会議室
2月18日(木)	県連：第4回事務局長会議	13:00	宮城県連事務局会議室
2月19日(金)	県連：第2回事業委員会	15:30	宮城県連事務局会議室
2月24日(水)	県連：第3回税制委員会	15:30	宮城県連事務局会議室
2月25日(木)	県連：第2回組織委員会	15:30	未定
2月26日(金)	県青連：第3回事務局長会議	未定	未定
3月2日(火)	県連：第3回広報委員会	15:30	宮城県連事務局会議室
3月9日(火)	県連：第4回総務委員会	15:30	宮城県連事務局会議室
3月16日(火)	県連：第3回理事会	15:30	宮城県連事務局会議室
	第3回正副会長会議	11:00	石巻グランドホテル
3月18日(木)	第3回理事会	12:00	石巻グランドホテル

<http://www.i-houjinkai.jp>

※当会ホームページからも、行事予定をご覧いただけます。

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、予定が変更になる場合
がございます。

新規入会会員紹介

※入会日の若い順に掲載しております
(令和2年6月～令和2年10月)(敬称略)

WAKUインターナショナル株(業種非公開)	代表取締役社長 阿部 幸彦	石巻市魚町二丁目一〇一-二〇 2F
(株)アズテック(機械修理業)	代表取締役 畑本 雅雄	東松島市矢本字閑の内五五・五九
(有)向陽食品(製造業)	代表取締役社長 畑本 雅雄	石巻市門脇字青葉西二一一
セブンイレブン石巻鹿妻店(コンビニエンスストア)	代 表 代 表 下 昌徳	石巻市鹿妻南一丁目四一二
その他、掲載を希望されない2社様にもご入会をいただきました。		

《パズル・数独》

※ルール①：まだ数字の入っていないマスに、1から9までの数字のどれかをひとつずつ入れましょう。

ルール②：タテの列、ヨコの列、太線で囲まれた3×3のブロックのいずれにも、1から9までの数字がひとつずつ入るようにします。

【問題】二重枠に入った数字の合計はいくつでしょう？

		7						9
	5		6	3				
8	1		2		7			
4			9			1		
	8			6				
3		2			8			
7			9			1	6	
	2	8		7				
4				1				

◆解答を書いたパズルを切り取るかまたはコピーして、ハガキに貼り、住所・氏名・連絡先と広報誌の感想・ご意見などを一言ご記入いただき、法人会事務局へお送り下さい。正解者の中から抽選でクオカード1,000円分を3名様へプレゼントいたします。〆切は1月末日までとさせていただきます。

『送 り 先』	〒986-0032 石巻市開成1-35 石巻ルネッサンス館内 (公社)石巻法人会 パズル係
---------------	---



T&D
T&D保険グループ

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

仙台支社 石巻営業所/
宮城県石巻市鷲町3-15(太陽生命石巻ビル5F)
TEL 0225-22-5551



AIG損保
法人会のビジネスガード Series
Business Guard

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償	ハイパー任意労災 (業務災害総合保険)
会社で入る医療補償	ハイパーメディカル (業務災害総合保険・メディカル特約)
初期のご相談から賠償金対応まで。 労務・雇用トラブルに備える	スマートプロジェクト (総合事業者保険)
地域社会に貢献する	ビジネスガードAUTO (法人会の自動車保険)
企業向け第三者賠償責任保険	STARs (事業総合賠償責任保険)

火災と地震災害に備える	プロパティガード+企業地震保険 (企業財産保険・火物損害賠償契約+地震・大火危険保険契約等)
個人情報の漏えい事故対策	情報漏えいガード (個人情報漏洩保険)
マイナンバーに対応	
役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える	MRP保険 (マネジメントリスクプロテクション保険)
飲食料品・化粧品のリコール時に発生する様々な費用を補償	CPI (生産物品質保険・CPI限定型)
海外進出企業向けサポートプラン	ワールドリンク WorldRisk®

AIG損害保険株式会社

URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ先

石巻支店

〒986-0812
宮城県石巻市東中里2-10-16
TEL.0225-23-1408 FAX.0225-94-6140
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2018年1月時点の内容です。



アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

Aflac

法人会フリーダイヤル

0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

(引受保険会社) アフラック 仙台総合支社